

第1回 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業連絡協議会 議事要旨

1 会長、副会長あいさつ

各委員および事務局の紹介の後、第1回長崎市・長与町新浄水場共同整備事業連絡協議会（以下、「協議会」という。）の開催にあたって、協議会会長の長崎市上下水道事業管理者野瀬局長、協議会副会長の長与町水道局渡部局長が挨拶を行った。

2 議事

(1) 「長崎市・長与町新浄水場共同整備事業連絡協議会設置要綱」について

- ・協議会については長崎市上下水道局3名、長与町水道局3名の人員をもって構成する。
- ・協議会の下に幹事会を設け、協議会への提案事項その他の協議及び調整を行う。

(2) 今後のスケジュールについて

- ・令和5年度中に、新浄水場整備に係る基本設計及び事業計画作成等の発注を長崎市・長与町において行う。
- ・令和6年度当初には、共同整備事業の受注者を選定するため、受注者選定審査会運営支援業務委託の発注を長崎市において行う。
- ・令和6年度中には、整備事業者選定のための受注者選定審査会を設置し、実施方針の公表を行う。
- ・令和7年度には、事業者の公募を行い、受注者選定審査会において共同整備事業の落札者を選定し、基本協定及び事業契約の締結を行う。

(3) 質疑応答

Q. 事業計画作成等業務の費用負担割合は、どのような計算になっているのか。

A. ①共同整備に関する事項については配水量割、②共同・単独にかかわらず整理が必要な事項については均等割、③それ以外の事項については事業費割となる。

Q. 受注者選定審査会の構成員についてはどのような人選を行う予定か。

A. 職員や外部有識者等での構成を考えているが、地方自治法施行令第167条の10の2において、「総合評価一般競争入札による事業者選定を行う際には、2名以上の学識経験者の意見を聴くこと」が求められているため、当該人員は構成員に加える予定である。

(4) 議事の承認について

議事(1)、(2)については異議なしのため、承認された。